

群馬大学社会情報学部教授会規程

平成 16 年 4 月 1 日 制定

改正 平成 19 年 4 月 1 日

平成 26 年 4 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学教授会規則（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づき、群馬大学社会情報学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第 2 条 教授会は、情報学部の主担当を命ぜられた教授、准教授、講師及び助教のうち社会情報学部長から指名された者をもって組織する。

(審議事項)

第 3 条 教授会は、群馬大学教授会規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の事項について審議する。

- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 大学教員の教育研究業績等の審査に関する事項
- (4) 群馬大学学則第 50 条第 3 号に規定する除籍

2 前項に掲げるもののほか、群馬大学教授会規則第 3 条第 2 項の規定に基づく教育研究に関する事項を審議する。

(議 長)

第 4 条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ学部長が指名した教授がその職務を代行する。

(会 議)

第 5 条 教授会は、構成員（海外渡航中及び休職中の者を除く。）の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しない。

(議決の方法)

第 6 条 教授会の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第 3 条第 3 号に関する議事は、第 2 条で指名された者のうち教授をもって票決を行い、投票総数の 3 分の 2 以上の賛成によって決定する。

(構成員以外の者の出席)

第 7 条 教授会が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、その意見を聴くこと

ができる。

(事務)

第8条 教授会の事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。